

市立大洲病院 院内保育所運営委託業務に係る仕様書

1 設置施設及び規模等

- (1) 設置場所：市立大洲病院敷地内（建物東側 屋外リハビリテーション広場）
- (2) 規 模：別紙図面のとおり

2 保育内容

- (1) 定 員：20 人（うち乳児 5 人程度）。
- (2) 保育対象：市立大洲病院職員の乳児及び幼児（児童福祉法で定めた満 1 歳に満たない者から小学校就学の始 期に達するまでの者）
- (3) 保育時間等
 - ①一般保育時間：8 時 30 分から 17 時 00 分（開所時間 7 時 30 分）
 - ②開所日：月曜日～金曜日（祝日、年末年始を除く。土曜日は利用があれば開所する）
 - ③特別保育：延長保育は毎日 20 時 00 分まで実施する。
夜間保育は週 1 回程度実施する。
一時保育は実施する。
病児病後児保育は実施しない。
 - ④保育給食：市立大洲病院内調理場で当院が準備する。

3 運營業務委託に関する基本的な条件等

- (1) 児童福祉法等、関係法令を遵守すること。
- (2) 認可外保育施設指導監督の指針（平成 14 年 12 月 25 日雇児発第 0712005 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局）に基づいて保育所運営を行うこと。
- (3) 児童の事故が発生しないよう万全の対策を講じ、保育施設賠償責任保険に加入すること。
- (4) 保育の内容は公的保育所と同等程度とすること。
- (5) 給食は当院が用意するが、おやつは保育所委託業者で用意すること。
- (6) 運營業務に伴う費用等の負担は次のとおりとする。
 - ①当院にて負担する費用
 - ア) 備品及び消耗品等
 - イ) 保育所運営上必要な水光熱費
 - ウ) 施設、備品の修繕等の維持管理費用
 - ②受託者にて負担する費用等
 - ア) 職員の健康管理及び教育訓練に係る費用
 - イ) 保育所運営上必要な通信費（電話、インターネット代等）
 - ウ) 損害保険料
- (7) 委託契約に当たり、再委託は認めない。ただし、契約業務の一部を委託する場合について当院の承諾を得た場合は、この限りでない。

- (8) 当院及び関係機関と連携を図った運営を行うこと。
- (9) 業務上知り得た情報を第三者に漏洩してはならない。契約期間終了後も同様とする。

4 契約期間

契約締結日から平成31年3月31日までとするが、履行上問題が無い場合は、延長することができるものとする。ただし、予算等の関係から変更する場合がある。